

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」と答えた者は42.5%となり、「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた者の29.3%を大きく上回った。特に18歳から29歳まで及び30歳から39歳までの若い世代では、「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」と答えた者の割合はそれぞれ50.2%、52.5%と過半数に上っている。

また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同氏制を採用している国は世界で日本以外にないことを答弁している。

平成8年2月26日に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正案を答申してから23年が経過した。また、最高裁判所は、平成27年12月16日に夫婦同姓規定を合憲と判断する一方で、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。しかしながら、3年以上たっても議論が進まないことから、選択的夫婦別姓を求める裁判が複数提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人がふえている。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や法的根拠のない旧姓の使用で混乱が生じる例、それを避けるために結婚を諦める人や事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。

こうした現状に対応するため、最高裁判決の趣旨を踏まえて「選択的夫婦別姓制度」の議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、政府及び国会の責務である。

よって、沖縄県うるま市議会は政府及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣